

【福島県立勿来高等学校同窓会会則】

第1章 総則

第1条 本会は、福島県立勿来高等学校同窓会と称し、事務局を同校内におく。

第2条 本会は、会員の親睦を図り、母校との連絡を密にし、その後援をすることを目的とする。

第3条 本会は、下記の会員をもって組織する。

正会員

(1) 福島県立磐城農業高等学校第二部及び福島県立勿来高等学校を卒業した者

(2) かつて前記の学校に在学し、幹事会で加入を認められた者

準会員

福島県立勿来高等学校に在学中の者

特別会員

福島県立勿来高等学校の現教職員及び旧教職員

第2章 役員

第4条 本会に次の役員をおく。

1 会長 1名 総会において、正会員より選出する。

2 副会長 5名 上に同じ。

3 幹事 若干名 幹事長、会計幹事（2名）、庶務幹事（1名）及びその他の幹事は、正会員中より会長が委嘱する。

4 評議員 若干名 正会員中より会長が委嘱する。

5 監査 2名 総会において、正会員中より選出する。

第5条 役員の仕事は次のごとく定める。

1 会長 本会の代表とし、会務を総理する。

2 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

3 幹事 幹事長を中心として、本会の企画運営にあたる。会計幹事は会計を、庶務幹事は庶務を掌る。

4 評議員 本会運営に関する重要事項の審議にあたる。

5 監査 本会の会計を監査する。

第6条 役員の仕事は3年とし、欠員のため補選された者の任期は、前任者の残任の期間とする。

第7条 本会に顧問をおくことができる。顧問には校長及び歴代会長を推挙するほか、特別会員中より会長が委嘱する。

第3章 業務

第8条 本会は、第2条の目的の達成のため、次の業務を行う。

1 会報並びに会員名簿の発行

2 会員の親睦に関する事項

3 母校の名誉を高めた者に対する本会会長賞の授与

4 その他、総会、役員会、幹事会において決定した事項

第4章 会議

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

1 定期総会 毎年原則として6月に会長が招集し、会務の報告、予算案の審議、役員を選出、会則の改正及び本会の目的達成に関する事項を審議する。

2 臨時総会 必要に応じて、会長が招集し、緊急かつ重要な事項を審議する。

3 役員会 必要に応じて、会長が招集し、会務に関する重要事項を審議決定する。

4 幹事会 必要に応じて、会長が招集し、総会提出審議案、予算案、業務計画等の本会運営に関する基本的事項並びに緊急を要する事項を審議決定する。

第10条 議案の議決には、出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、入会金、寄付金及び事業収益金をもってあてる。

第12条 入会金は、4千円とし、入学時に納入する。なお、いったん納入した分については、事情のいかんにかかわらず、これを返還しない。転入生についても同様とする。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第14条 本会に、会計簿、記録簿、会員名簿を備える。

第6章 支 部

第15条 本会の目的達成のため、必要に応じ、会長の承諾を得て、支部を設けることができる。

第16条 支部には、支部長及び副支部長をおく。

第17条 支部長は、支部内の会務を総理し、本部との連絡提携にあたる。

第18条 支部運営に関する規定は、支部において定めることができる。

附 則

第1条 会員が、住所、姓名を変更したときは、速やかに事務局に通告しなければならない。

第2条 第8条第3項に定める会長賞及びその他慶弔等に関する必要な事項は、細則により会長がこれを定める。

第3条 本会則は、昭和29年 3月 1日より施行する。

昭和45年 5月24日一部改正

昭和46年 5月23日一部改正

昭和53年 4月30日一部改正

昭和57年 4月23日一部改正

平成 2年 6月16日一部改正

平成 5年 5月29日一部改正

平成 7年 5月27日一部改正

平成13年 6月 8日一部改正

平成18年 6月10日一部改正

平成22年 6月12日一部改正

平成23年 6月16日一部改正